

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の制定に伴い、障害福祉サービス事業の従業者、設備及び運営の基準を定める。

2 規則の概要

(1) 生活介護事業の定員は20人以上とすること、食事の材料にはできる限り県内で生産された農林水産物等を利用すること等の障害福祉サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。